

《農地法第4条・5条 許可申請》

★受付締切日は、原則として**毎月8日**です。

但し、8日が休日の場合、前日の開庁日までとします。

★提出部数は、【**正・副2部**】です。

土地の登記 事項証明書	＜法務局＞全部事項証明書 ①現住所と登記の住所が相違する場合は、住民票を添付 ②相続登記未了の場合（いずれか） ・相続登記終了後に申請（原則） ・相続人全員による共同申請 ・遺産分割協議書あるいは相続放棄同意書
譲受人が 法人の場合	①法人の登記事項証明書＜法務局＞、定款又は寄付行為の写しのいずれか（定款又は寄付行為の写しは代表者の原本証明要） ②法人格のない団体の場合、会則、役員名簿、総会資料等
位置図	①申請地の位置及び周辺の状況図面 ②申請地を赤で表示し、方位を記入
地籍図又は 字限図	＜法務局＞ ・法務局保管の写し ・登記情報提供サービスで取得した場合 入手日、入手者の住所・氏名を記載し押印 ・隣接地の地目を明示、農地の場合は、土地所有者・耕作者も明示 ・申請地及び里道を赤、水路を青で明示し、方位を記入
地積測量図	一部転用の場合、転用部分を示す有資格者の測量図
事業計画図	①建築物の場合、平面図、立面図、配置図等 ②進入路、用排水施設、申請土地の利用計画を明示 ③駐車場を設けるときは、駐車区画、駐車台数と面積を明示 ④露天資材置場の場合、何をどこに置くかを明示 ⑤申請面積が 1,000 m²以上の場合、造成高を明示（面積が 1,000 m²以上かつ 1 m以上の切土・盛土が必要な場合は、県民局環境課への届出を行うこと） ⑥転用面積が事業の目的からみて適正である根拠 ⑦代替地の検討が必要な場合は、選定条件及び候補地一覧、選定結果及び当該農地の選定理由を記載すること。（農地区分が第1種の例外的許可事由に当たる場合及び第2種農地等に該当する場合等。詳しくはお問合せください。）
経費見積書	土地代・造成費・建築費
資金証明	①金融機関の残高証明書、融資証明書・事前審査結果等 ②親族等からの融資の場合、承諾書・残高証明書 ③公庫資金の場合、借入申込書（受付印）の写し

同意書又は 疎明書※	①地役権者、抵当権者、仮登記権者 ②自治会長、水利管理者 ③隣接した農地がある場合、隣接地の所有者、耕作者 ④取水又は排水に係る水路管理者、漁業権者等
ほ場整備中の 場合	非農地設定がされている場合 ①一時利用指定通知書（写し） ②確約書（原本） ③異種目換地指定通知書（写し） ④証明書（原本）
小作地の 場合	合意解約書の写し
土地改良区 の意見書	土地改良区の地区内の場合
農振法に よる証明書	<農林水産課> 農振法による農振農用地区域外である証明書
官民境界協定 （写し）	申請地内に、市所管の里道・水路が含まれている場合 （現況のまま残置する場合は不要）
一時転用の 場合	①農地復元の確認書（時期を明示） ②農地復元に要する見積書及び資金証明書
無断転用の 追認の場合	始末書、現況写真（転用が認められるとは限りません。）
他法令の 許可見込み	関係法令の許可申請等の手続きを行うこと 関係法令の手続き未了で許可見込みが判断できない場合は、許可されません
都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する「農家住宅」或いは「農業用倉庫」の場合、農地転用申請と並行して、都市計画法施行規則第 60 条に規定する「証明願」を同時に提出して下さい。	

※特別な事情で同意書が取れない場合は、説明を行った日時・説明内容及び同意が取れない理由を記載した疎明書を添付

○転用目的欄

鶏 舎	採卵、ブロイラー	倉庫、作業場	農業用、建築業の別
公 共 施 設	公民館、地区集会場 （補助事業名を記入）	進 入 路	住宅用、工場用の別
工 場	業種を記入	物 置	家庭用は、物置
店 舗	〃	露 天 駐 車 場	〇〇用駐車場
事 務 所	〃	露天資材置場	〇〇用資材置場
		植 林	樹種を記入

※証明書等は、申請日時点で発行から 3 か月以内のものを添付してください。